

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
カーボヴェル デ	食糧援助に関する日本国政府との カーボヴェルデ共和国政府との 間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	180,000千円 -----	H28.10.24 ブラインア デ (同日)	日本側 北原隆在カーボヴェ ルデ大使 カーボヴェルデ側 ルイス・タ ・フリネス・共同体外務大臣	H28.11.4 429号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。